

神崎市特産品創出事業補助金審査要領

1 審査方法について

適正な交付申請のあった法人又はその他の団体等（以下「申請者」という。）について、審査委員会において交付申請書などの内容を以下の要領で審査し、補助事業団体を決定する。

(1) 会場 神崎市役所

(2) 審査対象となる書類

交付申請書、事業計画書、収支予算書

(3) 審査する内容

次に掲げる審査項目について総合的に審査する。

審査項目		概要	配点
1	整合性・商品設計	補助事業の目的や内容が明確で、市場のニーズやターゲットを考慮した商品設計となっており、市のふるさと納税返礼品として需要が期待できるか。	25
2	新規性・独自性	「類似する商品がない」「他にない機能や特徴を有する」など、新規性や独自性が認められるか。	15
3	地域性	原材料に市の資源を活用し、市の魅力をPRすることが期待できる特産品であるか。	25
4	実現可能性	事業計画が実行性のあるものとなっており、収支予算は適切に事業費を見込んで作成されているか。	20
5	継続性・将来性	商品化後の販路・販売方法等の販売戦略があり、新商品を活用した事業発展の意欲や工夫があるなど、将来的な事業展開の可能性が期待できるか。	15
合 計			100

(4) 審査の方法

補助事業団体は、申請者から提出された書類及び必要に応じて申請者への質疑応答をもとに審査委員会委員が採点及び集計したものを得点とし、評価点の合計得点が満点の6割以上のものを補助事業団体として決定する。

(5) 審査結果の通知

審査終了後、すべての申請者に文書による通知を行う。